

変動金利に関する同意書

申込人は、金銭消費貸借契約にもとづいて借り入れたローンの利率および返済方法について、次のとおり同意します。

記

本同意締結日現在の東興信用金庫の短期貸出最優遇金利	年 1.975%
---------------------------	----------

※表記短期貸出最優遇金利は同意日現在のものであり、ご融資実行日までに変更となる場合があります。なお、変更となった場合には表記金利にかかわらず、実行日現在の短期貸出最優遇金利が適用されます。

第1条 (借入利率変更の基準)

お申込内容確認書（以下、「確認書」という。）の借入内容に定めた借入利率は、貴金庫の表記の短期貸出最優遇利率（以下「基準金利」という）を基準として、その基準金利の変更に伴って、自動的に引き上げまたは引き下げられるものとします。

なお、同意書の締結日現在の貴金庫の基準金利は、表記のとおりであることを確認しました。

ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により貴金庫の短期貸出最優遇利率が廃止された場合には、これに代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とすることに同意します。

第2条 (借入利率の変更幅および変更日)

- 利率の変更は、毎年融資実行日および6ヵ月後応答月の1日（休日の場合は翌営業日、以下「基準日」という）を基準日として年2回見直しを行い、前回基準日における基準金利（借入後最初の変更の場合は、借入日における基準金利）と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引き上げまたは引き下げられるものとします。
- 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、各基準の1ヵ月後応答日の翌日以降で最初に到来する約定返済日の翌日とします。
- 本条により借入利率が変更された場合、貴金庫は原則として、変更後第1回の約定返済日以前に、変更後の利率および返済額等を文書により通知するものとします。

第3条 (元利金返済額の変更)

前条により借入利率の変更があった場合の元利金返済額は、利率見直しの都度返済額を変更することとし、新返済額は新借入利率、残存元金、残存期間に基づいて算出するものとします。

第4条 (固定金利型への変更)

この借入金については、その最終返済期限前に固定金利型への変更はしないものとします。

第5条 (繰り上げ返済)

本件借入金の一部または全部を期限前に繰り上げて返済する場合には、次の各項によるものとします。

- 繰り上げ返済をする場合には、ご来店が必要となります。
- 繰り上げ返済により未払い利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 繰り上げ返済をする場合には、貴金庫所定の手数料を支払うものとします。

以上